

大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 無申告加算税賦課決定処分取消等請求事件  
国側当事者・国(上京税務署長)  
平成30年8月31日棄却・確定

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	三木 義一
同	濱 和哲
同	中川 裕紀子
同補佐人税理士	西田 真由美
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	上京税務署長 山本 弘志
指定代理人	別紙指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 上京税務署長が平成26年7月9日付けで原告に対してした平成23年分及び平成24年分の所得税の各更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の各通知処分(ただし、それぞれ平成27年3月18日付け裁決により一部取り消された後のもの)を取り消す。
- 2 上京税務署長が平成26年7月9日付けで原告に対してした平成23年1月1日ないし同年12月31日及び平成24年1月1日ないし同年12月31日の各課税期間の消費税及び地方消費税の各更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の各通知処分(ただし、それぞれ平成27年3月18日付け裁決により一部取り消された後のもの)を取り消す。
- 3 上京税務署長が平成25年11月8日付けで原告に対してした平成20年分ないし平成24年分の所得税に係る無申告加算税の各賦課決定処分(ただし、平成23年分及び平成24年分については、それぞれ平成27年3月18日付け裁決により一部取り消された後のもの)を取り消す。
- 4 上京税務署長が平成25年11月8日付けで原告に対してした平成20年1月1日ないし同年12月31日、平成21年1月1日ないし同年12月31日、平成22年1月1日ないし同年12月31日、平成23年1月1日ないし同年12月31日及び平成24年1月1日ないし同年12月31日の各課税期間の消費税及び地方消費税に係る無申告加算税の各賦課決定処分(ただし、平成23年1月1日ないし同年12月31日及び平成24年1月1日ないし同年1

2月31日の各課税期間については、それぞれ平成27年3月18日付け裁決により一部取り消された後のもの)を取り消す。

## 第2 事案の概要

1 原告は、A(以下「A」という。)の名称により、原告のヨーガに関する教えを広める宗教的活動に関与していたところ、税務調査の結果、平成20年ないし平成24年(以下「本件各年」という。)に行われたAの名称による活動に伴う所得税並びに消費税及び地方消費税(以下、消費税及び地方消費税を併せて「消費税等」という。)の納税義務者に該当するとして納税申告の勧奨を受け、平成20年分ないし平成24年分(以下「本件各年分」という。)の所得税及び平成20年課税期間(平成20年1月1日ないし同年12月31日の課税期間をいい、以下、他の課税期間も同様に表記する。)ないし平成24年課税期間(以下、平成20年課税期間ないし平成24年課税期間を「本件各課税期間」という。)の消費税等に係る期限後申告(以下「本件各期限後申告」という。)をした。

その後、原告は、本件各期限後申告に係る無申告加算税の各賦課決定処分を受け、自らはAの名称による活動に伴う所得税及び消費税等の納税義務者に該当しないとして、本件各年分の所得税及び本件各課税期間の消費税等について、国税通則法23条1項1号(平成23年法律第114号による改正後のもの。以下、特に断りのない限り、同条について同じ。)に基づき、更正の請求(以下「本件各更正の請求」という。)をしたところ、更正をすべき理由がない旨の各通知処分を受けた。

本件は、原告が、①Aの名称による活動に伴う所得税及び消費税等の納税義務者は原告ではなく、法人格のない社団であるAである、②期限内申告書を提出しなかったことについて、国税通則法66条1項(平成28年法律第15号による改正前のもの。同条について以下同じ。)ただし書所定の正当な理由があり、原告に対して本件各期限後申告に係る無申告加算税を賦課することはできないと主張して、平成23年分及び平成24年分の所得税並びに平成23年課税期間及び平成24年課税期間の消費税等に対する更正をすべき理由がない旨の各通知処分(ただし、それぞれ平成27年3月18日付け裁決により一部取り消された後のもの。以下「本件各通知処分」という。)の取消しを求めるとともに、本件各期限後申告に係る無申告加算税の各賦課決定処分(ただし、平成23年分及び平成24年分の所得税並びに平成23年課税期間及び平成24年課税期間の消費税等については、それぞれ平成27年3月18日付け裁決により一部取り消された後のもの。以下「本件各賦課決定処分」という。)の取消しを求める事案である。

## 2 関係法令の定め

### (1) 更正の請求に関する定め

国税通則法23条1項1号は、納税申告書を提出した者は、当該申告書に係る国税の法定申告期限から5年以内に限り、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額等(当該税額に関し更正があった場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等)につき更正をすべき旨の請求をすることができる旨を規定する。

また、平成23年法律第114号の改正附則36条1項は、改正後の国税通則法23条1項の規定は、同法律の施行日(平成23年12月2日)以後に法定申告期限が到来する国税について適用し、施行日前に法定申告期限が到来した国税については、従前どおり、法定申

告期限から1年以内に限り、更正の請求ができる旨を規定する。

(2) 人格のない社団等の税法上の取扱いに関する定め

法人税法2条8号、所得税法2条1項8号及び消費税法（平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。）2条1項7号は、「人格のない社団等」について、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下、法人でない社団で代表者又は管理人の定めがあるものを「人格のない社団」という。）をいう旨を規定し、法人税法3条、所得税法4条及び消費税法3条は、人格のない社団等は、法人とみなして、当該法律の規定を適用する旨を規定する。

(3) 消費税法及び地方税法の定め

ア 消費税法4条1項は、国内において「事業者」（「個人事業者」（事業を行う個人をいう。同法2条1項3号）及び法人をいう。同項4号）が行った「資産の譲渡等」（事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。同法2条1項8号。以下「資産の譲渡等」という。）には、同法により、消費税を課する旨を規定し、同法5条1項は、事業者は、国内において行った「課税資産の譲渡等」（資産の譲渡等のうち、同法6条1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。同法2条1項9号）につき、同法により、消費税を納める義務がある旨を規定する。

イ 地方税法72条の78第1項（平成27年法律第2号による改正前のもの。以下同じ。）は、地方消費税は、「事業者」（「個人事業者」（事業を行う個人をいう。）及び法人をいう。同法72条の77第1号）の行った「課税資産の譲渡等」（消費税法2条1項9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）については、当該事業者に対し、地方税法72条の78第2項に規定する道府県が譲渡割によって課する旨を規定する。

(4) 無申告加算税に関する定め

国税通則法66条1項本文は、期限後申告書の提出又は決定があった場合（同項1号）若しくは期限後申告書の提出又は決定があった後に修正申告書の提出又は更正があった場合（同項2号）には、これらの申告、更正又は決定により新たに納付すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課す旨を規定し、同項ただし書は、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、無申告加算税を課さない旨を規定する。

3 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠（枝番号の記載は省略することがある。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 原告等について

ア 原告は、昭和51年2月、Bの名称でヨーガを指導・布教する活動を開始し、平成8年12月には、Aの名称で原告のヨーガに関する教えを広める活動が開始された。（甲22、23）

イ 乙（以下「乙」という。）は、原告の妹であり、Aの名称で行われる活動に係る会計を担当していた。なお、原告及び乙は、本件各年当時、京都市に所在する原告の自宅兼ヨーガ道場において、同人らの母である丙と同居していた。（乙20の1・2）

ウ 丁（以下「丁」という。）は、平成元年から原告に師事してAの名称で行われる活動に

従事していた。(甲25)

エ 丁は、平成28年11月19日付けで、京都府知事に対し、宗教法人Cを設立するため、自らを申請代表者とし規則の認証申請をし、同年12月●日付けで、宗教法人法14条1項に基づく規則の認証を受けた。(甲31)

(2) Aの名称で行われていた活動について

ア Aにおいては、本件各年当時、弟子が、京都市に所在するE(原告の自宅兼ヨーガ道場。以下「京都E」という。)等で行われる「F」と呼ばれる集まりに参加し、問答を通じて師である原告の教えを学ぶ活動が行われており、弟子は、Fに参加した際に「G」と呼ばれる現金を支払っていた(以下、Fに参加した者からGの名称で支払われる金銭収入を「本件G収入」という。)

イ Aにおいては、本件各年当時、「H」と呼ばれる機関誌(以下「本件機関誌」という。)のほか、書籍、DVD、カレンダー等の販売が行われていた(以下、当該販売による収入を「本件物販収入」といい、本件G収入及び本件物販収入に係る収益を「本件収益」という。)

ウ Aにおいては、本件各年当時、京都市、長岡京市、大阪市等で運営されているヨーガに関する身体的修練、料理、瞑想等のテーマに区分された教室が開かれていた(以下、前記各教室の参加者からの受講料収入を「本件クラス収入」といい、本件G収入及び本件物販収入と併せて「本件収入」という。)

(3) 原告名義及びA名義の預金口座等

原告は、本件各年当時、I銀行において、2つの貯金口座(記号番号●●●●及び記号番号●●●●。以下、前者を「本件原告名義I口座①」といい、後者を「本件原告名義I口座②」といい、これらを併せて「本件各原告名義I口座」という。)を有するとともに、J銀行円町支店の預金口座(口座番号●●●●。以下「本件原告名義預金口座」という。)を有していた。(乙14、15、17、21)

また、平成17年時点では、I銀行にA名義の郵便振替口座(記号番号●●●●。以下「本件A名義口座」という。)が開設されていた。(乙16)

(4) 原告に対する税務調査

上京税務署職員及び大阪国税局課税第一部資料調査第一課職員(以下「本件調査担当者」という。)は、平成25年9月から同年10月までの間、原告に対し、税務調査(以下「本件調査」という。)を行った。

本件調査担当者は、本件調査の結果、原告に対し、本件収入に係る収益が原告に帰属するとして、本件各年分の所得税の期限後申告及び本件各課税期間の消費税等の期限後申告を勧奨した。

(5) 原告の税務申告

原告は、平成25年10月4日、別表1及び2の「期限後申告」欄のとおり、上京税務署長に対し、本件各年分の所得税及び本件各課税期間の消費税等に係る各期限後申告書として取り扱われる各確定申告書を提出した。(甲1の1～5、2の1～5。本件各期限後申告)

(6) 無申告加算税の各賦課決定処分及び同処分に対する審査請求に至る経過

ア 上京税務署長は、平成25年11月8日付けで、別表1及び2の「加算税賦課決定処分」欄のとおり、国税通則法66条1項に基づき、本件各期限後申告に係る無申告加算税

の各賦課決定処分をし、当該各賦課決定処分のうち消費税等に係る無申告加算税の各賦課決定処分の通知書に、大阪国税局職員の調査に基づいて処分が行われた旨を記載した。

(甲3の1～5、4の1～5)

イ 原告は、平成25年12月24日、前記アの各賦課決定処分を不服として、本件各年分の所得税の期限後申告に係る無申告加算税の各賦課決定処分について、上京税務署長に対し、国税通則法（平成26年法律第69号による改正前のもの。以下「旧通則法」という。）75条1項1号に基づき、異議申立てをするとともに、本件各課税期間の消費税等の期限後申告に係る無申告加算税の各賦課決定処分について、大阪国税局長に対し、旧通則法75条2項1号に基づき、異議申立てをした。(乙2の1・2)

ウ 上京税務署長及び大阪国税局長は、平成26年3月20日付けで、それぞれ、旧通則法83条2項に基づき、前記イの各異議申立てを棄却する旨の異議決定をした。(甲5、6)

エ 原告は、平成26年4月11日、国税不服審判所長に対し、旧通則法75条3項に基づき、前記ウの異議決定を経た後の前記アの各賦課決定処分を不服として、審査請求をした。(乙3)

(7) 更正をすべき理由がない旨の各通知処分及び同処分に対する審査請求に至る経過

ア 原告は、平成25年12月25日、上京税務署長に対し、本件収入に係る収益は、人格のない社団であるAに帰属するものであり、原告は本件収入に係る収益について所得税及び消費税等の納税義務を負わないから、本件各年分の所得税及び本件各課税期間の消費税等について、納付すべき税額等は別表1及び2の「更正の請求（期限後申告）」欄のとおりであるとして、国税通則法23条1項1号に基づき、それぞれ更正の請求（本件各更正の請求）をした。(乙4の1～5、5の1～5)

イ 上京税務署長は、平成26年7月9日付けで、本件各更正の請求に対し、平成20年分ないし平成22年分の所得税及び平成20年課税期間ないし平成22年課税期間の消費税等については、更正の請求を行うことができる期間を経過しているとして、平成23年分及び平成24年分の所得税並びに平成23年課税期間及び平成24年課税期間の消費税等については、本件収入に係る収益は原告に帰属することから原告が所得税及び消費税等の納税義務を負うとして、更正をすべき理由がない旨の各通知処分をした。(甲7の1～5、8の1～5)

ウ 原告は、平成26年8月22日、前記イの各通知処分を不服として、上京税務署長に対し、旧通則法75条1項1号に基づき、異議申立てをした。(乙6の1・2)

上京税務署長は、旧通則法90条1項に基づき、前記異議申立てに係る申立書を国税不服審判所長に送付するとともに、平成26年9月4日付けで、原告に対し、その旨を通知した。(乙7の1・2)

国税不服審判所長は、平成26年9月1日に前記申立書の送付を受けたことから、旧通則法90条3項に基づき、審査請求がされたものとみなし、旧通則法104条1項に基づき、前記(6)エの審査請求と併合して審理することとした。(乙7の1・2、8の1・2)

(8) 裁決

国税不服審判所長は、平成27年3月18日付けで、前記(6)エの審査請求及び前記

(7) ウの審査請求とみなされた異議申立てに対し、本件クラス収入は原告に帰属するものとは認められないとして、前記(6)アの各賦課決定処分及び前記(7)イの各通知処分の一部を取り消し、その余の各処分に係る審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。(甲9)

(9) 本件訴えの提起等

原告は、平成27年8月14日、①平成20年分ないし平成22年分の所得税並びに平成20年課税期間ないし平成22年課税期間の消費税等に対する更正をすべき理由がない旨の各通知処分、②本件各通知処分及び③本件各賦課決定処分の取消しを求めて本件訴えを提起したが、平成29年11月27日、前記①の各通知処分の取消しを求める訴えを取り下げ、被告は、同年12月5日、前記訴えの取下げに同意した。(顕著な事実)

4 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性に関する被告の主張

別紙「本件各賦課決定処分の根拠及び適法性に関する被告の主張」のとおり

5 争点

本件の争点は、本件各通知処分及び本件各賦課決定処分の適法性であり、具体的には以下のとおりである。

なお、後記(1)ア及びイ並びに(2)以外の点や、争点に関する被告の主張が認められた場合の税額算定過程等については、当事者間に争いがない。

(1) 本件各通知処分の適法性について

ア 所得税関係

本件収益の原告への帰属の有無(争点(1))

イ 消費税等関係

原告が事業者として本件物販収入及び本件G収入を対価とする資産の譲渡等を行ったか否か(争点(2))

(2) 本件各賦課決定処分の適法性について

正当な理由の有無(争点(3))

6 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 争点(1)(本件収益の原告への帰属の有無)

(被告の主張の要旨)

ア Aが人格のない社団に該当しないこと

(ア) 租税法上の人格のない社団は、民法上の権利能力のない社団と同義に解すべきであり、最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同39年10月15日第一小法廷判決・民集18巻8号1671頁(以下「最高裁昭和39年判決」という。)によれば、人格のない社団に該当するか否かの要件は、①団体としての組織を備えていること、②多数決の原則が行われていること、③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること、④その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していることであるというべきである。

(イ) 原告は、Aの名称により行われる活動方針及び予算管理について、Aのミーティング等で報告を受け、これを承認する形で決定していた。また、Aの会議は定期的に行われておらず、運営方針につき、全員一致又は多数決による決定が行われていたとも認められない。そうすると、Aにおいて多数決の原則が行われていたとはいえない。

(ウ) 原告によれば、Aの構成員は、各会議等への出席者、Aの各活動の担当者、本件機関誌の編集員である。しかし、構成員の範囲に関する原告の主張は、本件調査及び審査請求の審理を通じて変遷し、原告が主張する会議等への出席者と議事録に記載されている出席者も整合しないから、そもそも構成員の範囲を確定することはできない。また、原告はAの活動を決定してただけでなく、原告がいない状況ではAの活動がたちゆかなくなり、Aが存続できない状況にあった。そうすると、Aについて、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続するとはいえない。

(エ) Aには、会則や規約は存在せず、代表者の選出、代表の方法及び総会の運営についての定めは確定していなかった。なお、丁は、会場の使用申込書等の事務書類に自らをAの代表者として記載したほか、イベントの際の事務手続を行うなど、とりまとめた役割を果たしていたことがわかるが、このことをもって代表の方法が確定していたとはいえない。また、Aにおいては、前記(イ)のとおり多数決の原則が行われず、総会の決議事項、定足数、決議方法など基本的な運営方法に関する定めがなかったから、Aにおいて会議(ミーティング)が開催されていることをもって総会の運営の定めがあったとはいえない。

本件G収入及び本件物販収入を含むAの全活動に係る予算及び決算については、Aにおいて定期的に審議、承認されたことはなく、原告が予算管理の報告を受けて承認するという方法でAの予算が決定されていた。また、Aが正確な会計管理をしていたことを裏付ける客観的な証拠は見当たらない。そして、本件G収入及び本件物販収入は、本件原告名義I口座①又は本件原告名義I口座②にそれぞれ入金され、本件原告名義I口座①から、おおむね月初めに、乙によって5万円から10万円が出金され、原告及び原告と同居する家族の生活費に充てられている。そして、本件各原告名義I口座の貯金額が一定額に達すると、50万円程度の金員が、前記各口座から本件原告名義預金口座に入金されて原告のその他の預金と混在し、同口座から水道料金、国民健康保険料、生命保険料等が引き落とされている。そうすると、Aにおいて財産管理の方法が確定していたとはいえず、Aの資産と原告の資産が区分して管理されていたともいえない。

したがって、Aにおいて、代表の方法、総会の運営及び財産の管理が確定していたとはいえない。

(オ) 以上によれば、Aが人格のない社団に当たるとはいえない。

#### イ 本件収益が原告に帰属すること

Aは、前記アのとおり人格のない社団に該当しない。そして、原告が報告を受けて了承する形で、Aの活動方針及び予算管理が決定されていたことからすると、原告は、Aの活動を指揮し、その収益の管理や処分を決定していたと認められる。

また、前記ア(エ)のとおり、本件G収入及び本件物販収入は、本件各原告名義I口座にそれぞれ入金され、これらの口座からの出金は、原告及び家族の生活費に充てられたほか、本件原告名義預金口座に入金されて原告のその他の預金と混在し、水道料金等の原告の生活費が支払われ、残高について原告による任意の処分が可能な状態にあった。

したがって、本件収益は、原告に帰属するものというべきである。

(原告の主張の要旨)

#### ア Aが人格のない社団に該当すること

(ア) 最高裁昭和39年判決が判示した権利能力のない社団の判断基準は、同社団に該当する必須の要件を示したのではなく、その成立要件は、①一定の目的の下に結合した自然人の集合体であること、②代表者の定めのある程度の組織を有していること、③構成員の財産とは区別された団体の財産が代表者等によって管理されていることで足りるといふべきである。

そして、次に述べる事情によれば、Aは、前記①～③要件を満たしており、仮に被告が主張する判断基準によるとしても、Aが人格のない社団に該当することは明らかである。

(イ) Aにおいては、丁を代表者として月1回の定例会議において、合議により構成員全員一致で重要事項が決定されており、多数決の原則が行われていた。原告は、稀に定例会議に出席するにすぎず、同会議においても、弟子を導く師としてオブザーバーのような役割を果たしたにすぎない。なお、原告は、Aの活動の報告を受け、弟子の行動がヨーガの教えに従っているか否かについて助言し、祝福をする意味で活動報告の承認をすることがあったが、自らAの活動や予算管理を決定したことはない。

(ウ) Aの構成員は、各会議等への出席者、Aの各活動の担当者、本件機関誌の編集員であり、その活動は、師である原告が不在の場合にも継続されている。そうすると、Aについては構成員の範囲が確定しており、Aは、構成員の変更にもかかわらず団体として存続するものといえる。なお、原告は、Aの構成員ではなく、その外部から師として教えを授けているにすぎず、Aの構成員を正確に把握していなかったから、構成員の範囲に関する主張に変更があっても不合理とはいえない。

(エ) Aには、会則はないものの、設立当初から、丁を代表者とする慣行が成立しており、構成員らが参加する月1回の定例会議が行われていたから、代表の方法及び総会の運営が確定していた。

また、財産の管理については、各クラスの担当者が当該クラスの財産を管理し、乙は、Aの本件G収入及び本件物販収入を管理するとともに、Aの財産から区分して原告個人の財産を管理していた。具体的には、乙は、本件G収入及び本件物販収入については、それぞれ本件各原告名義I口座に入金し、通帳にそれぞれの収入を区別できるように印を付け、月ごとに金額を把握するためのノート（甲26、乙18）を作成し、残高が一定額になると本件原告名義預金口座に預入れをしていた。また、本件原告名義預金口座から出金された現金が原告の生活費に充てられていたが、同口座にあった原告個人の貯蓄から支出がされたにすぎない。そして、Aの収支報告は、代表者である丁の承認を得るものとされ、重要事項については定例会議で審議されていた。これらの事情によれば、Aの財産管理は確定していた。

したがって、Aについて、代表の方法、総会の運営及び財産の管理が確定しており、Aは団体としての組織を備えていたといふべきである。

(オ) 前記(イ)～(エ)の事情に加え、Aが活動を開始した当初から組織図や議事録を備えていること、Aが20年以上にわたって本件機関誌を発行し続けていること、Aが本件調査後に速やかに宗教法人に移行できたこと等からすれば、Aが団体としての組織を備えていたことは明らかである。

イ 本件収益が原告に帰属しないこと

前記アのとおり、Aは人格のない社団に該当し、本件G収入及び本件物販収入はAの財産として管理されていた。また、原告は、Aの活動に対する指揮監督権限を有しない上、本件G収入及び本件物販収入の詳細を関知しておらず、本件原告名義預金口座、本件各原告名義I口座の通帳やカードを所持せず、入出金を行うこともなく、これらの口座の管理支配権を有していなかった。これらの事情によれば、本件収益が原告に帰属するものとはいえない。

(2) 争点(2) (原告が事業者として本件物販収入及び本件G収入を対価とする資産の譲渡等を行ったか否か)

(被告の主張の要旨)

京都E等において開催される「F」という集まりは、原告の布教活動の中心となるもので、平成8年頃から毎週土曜日に開催されている。また、原告のホームページやAのパンフレットでは、Gは、Fに参加する月謝であるとされている。そうすると、本件G収入は、Fという原告が参加者に教えを授けるという役務の提供に対する反対給付の性質を有するものであり、資産の譲渡等に対する対価としての性質が認められる。

そして、本件機関誌は、平成9年から平成25年度まで多数回にわたって発行され、原告を著者とする書籍、DVD等の販売は反復・継続して行われている。これらの販売の対価は、資産の譲渡に対する反対給付の性質を有することは明らかであり、本件物販収入は、資産の譲渡等に対する対価に該当する。

本件G収入及び本件物販収入は、前記(1)(被告の主張の要旨)のとおり原告に帰属している。

以上によれば、原告が事業者として本件物販収入及び本件G収入を対価とする資産の譲渡等を行ったといえることができる。

そして、前記の各資産の譲渡等は、消費税法6条1項の規定により消費税を課さないこととされるものには該当しないから、原告は、本件物販収入及び本件G収入を対価とする資産の譲渡等につき、消費税等の納税義務者に該当する。

(原告の主張の要旨)

原告は、宗教家として個人に教えを授け、導きを与えることはあっても、その対価を得ることはないから、消費税法上の納税義務を負う個人事業者(消費税法2条1項3号)にはそもそも該当しないし、また、本件物販収入に係る物品販売は、人格のない社団であるAによって行われており、本件G収入は、Aに対する寄付であるから、原告が本件物販収入及び本件G収入を対価とする資産の譲渡等を行ったとはいえない。

したがって、原告が事業者として本件物販収入及び本件G収入を対価とする資産の譲渡等を行ったといえることはできないから、原告は、本件物販収入及び本件G収入を対価とする資産の譲渡等につき、消費税等の納税義務者に該当しない。

(3) 争点(3) (正当な理由の有無)

(原告の主張の要旨)

Aには、平成8年以來のヨーガの布教活動に関する実績がある上、その活動範囲は、欧米の複数の都市にまで広がり、原告一人の活動を大きく超えており、弟子らが独自に企画・運営するクラス活動もある。そして、原告は、Aの活動に参加した場合にも、自らの活動の対価を受け取ったことはなく、本件物販収入及び本件G収入等の管理状況を全く把握していな

かった。これらの事情によれば、原告が、自らに所得が帰属し、または自らが事業者であるとして所得税及び消費税等の確定申告をしなければならないとすることは、期待可能性がなく明らかに不当又は酷というべきある。

したがって、原告が、期限内申告書を提出しなかったことには国税通則法66条1項ただし書にいう「正当な理由」がある。

(被告の主張の要旨)

国税通則法66条1項ただし書に規定する「正当な理由」とは、納税者が期限内申告書を提出しなかったことについて、真に納税者の責めに帰すべきことのできない客観的な事情があり、無申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に無申告加算税を課することが不当又は酷になる場合をいい、納税者の法の不知や法令解釈の誤解により期限内申告書を提出しなかった場合は、「正当な理由」があるとはいえない。

原告の主張する事情は、法令解釈を誤解した結果、Aが人格のない社団に該当すると判断して、原告に所得が帰属することを前提とする期限内申告書を提出しなかったというものにすぎないから、真に納税者の責めに帰すべきことのできない客観的な事情とはいえず、無申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に無申告加算税を課することが不当又は酷になる場合に該当しない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

前記前提事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

##### (1) Aの名称による活動が開始された経緯

ア 原告は、昭和43年から家業のインテリア用品卸業に従事していたが、昭和51年2月、Bの名称でヨーガを指導・布教する活動を開始した。丁は、平成元年から、原告に師事して、ヨーガを学ぶようになった。(甲23、25、原告本人)

イ アメリカ合衆国に在住する原告の弟子は、平成8年(1996年)、原告の教えを広めるため、ニューヨークにおいて、法人であるKを設立した。(甲22、23、25、原告本人)

ウ 日本における原告の弟子らは、平成9年3月、Aの名称により、原告のヨーガに関する教えを広める活動を開始することとした。原告の弟子らのうち中心的なメンバーは、同月22日、Aの名称で行われる活動の方針に関し、次の点を確認した。(甲23、25、乙13の1、原告本人)

(ア) Aは、自らの意思でその活動に関わっていこうとする人達によって構成される。Aの構成員であることは、内的な自覚によるものであり、形式的に構成員であることについて何かのしるしがあるわけではない。

(イ) Aにおけるミッションとは、原告を中心に行われる全ての活動を指す。

(ウ) Aの経理については、乙が主に担当することとし、A独自の口座を開設し、金銭を管理する。Aの活動に必要な金銭は、従前行われていた原告に対するGとは別に、Aに対するGとして集めることとし、支払額や支払時期については定めず、G・ボックスに金銭を入れる方法で集金する。

##### (2) Aにおいて行われていた活動に関する状況

ア 平成9年当時、Aの名称で行われる活動には、弟子が京都E等で行われる「F」と呼ば

れる集まりに参加し、問答を通じて師である原告の教えを学ぶ活動や本件機関誌及び書籍の発行等があった。(乙13の1・2)

イ 平成9年4月12日に行われたAのミーティングにおいて、①あらゆる活動において原告が中心になることは疑いのないことであるが、ミッションの打合せの進行や議題の決定を行う議長が必要であり、②Aの活動に関する意思決定について、最終的な承認は原告に得るとしても、ミッションのメンバーの意見をとりまとめる存在が必要であるとされた。(乙13の2)

ウ 平成9年8月9日に行われたAのミーティングにおいて、丁は、原告から、Aのメンバーのうち、4名の運営メンバーが活動方針について話し合った上で、全体ミーティングで報告するようにとの指示を受け、Aの活動が積極的にされていないとの指摘を受けたとの報告をした。また、乙は、Aの経理報告として、書籍の販売部数を報告し、経費分の売上げが確保できた旨の報告をした。(乙13の3)

エ 原告が、平成14年8月4日、Aのミーティングに出席し、ミーティングの参加者に対し、ミーティングは定期的なきっちりとして行って欲しいと述べたことから、それ以後、ミーティングは、月1回行われることとされた。(乙13の5、証人丁)

オ 平成23年2月6日に行われたAのミーティングにおいて、Aの経理は、個々の担当に任されており、全体の収支が見えず、健全な状況と言えないとして、給与体制の見直しが行われ、Aの活動に長時間従事する者に月給を支払うこととし、ヨーガ・瞑想教室の主担当に1クラスにつき月額1万円を支払うこととされた。なお、本件機関誌の制作担当者については、購読料を免除していることから、月給は支給せず、デザイン部門に定額支給として1万円を支払うこととされた。

また、Aから原告へのGは、当時行われていなかったところ、平成23年は、ミッション全体の収益を算出し、定額のGをするように検討することとされた。

そして、平成23年には、京都・大阪の予算管理を実施し、クラスごとの会計担当者が、毎月末に丁に会計書類を提出し、丁は、これらの書類をまとめて原告に報告し、予算管理ミーティングを四半期ごとに実施し、会計報告につき原告に了解を得るとともに主要メンバーに開示することとされた。(以上につき、乙13の8)

カ 平成24年2月26日に行われたAのミーティングにおいて、Aの経営方針として、同年4月から、①丁がAの口座を開設し、当該口座にAの各活動の収益の50%を入金し、②京都Eにおける本件機関誌及び物品販売の収入については、本件A名義口座に貯蓄し、③ヨーガ・瞑想クラスや料理教室等の収入は、担当の個人口座に振り込んだ上、収益の50%を本件A名義口座に振り込むこととされた。また、原告は、同日のミーティングに出席し、本件機関誌にAが販売するカレンダーを差し込み、Aの活動を広報することを提案したほか、原告が渡米して不在となる間のFのテーマ名を提案した。(乙13の13)

キ 平成24年4月1日付けで、Aの運営委員とされる者に対し、「A経営体制の改訂について」と題する書面が配布されたところ、当該書面には次の内容の記載がある。(乙13の15)

(ア) 基本姿勢として、ミッション活動は、原告の教えを礎として推進し、各活動は、毎月始めに活動状況を原告に報告し、了承を得る。

(イ) 各活動の収益管理については、各活動は独立採算を基本とするが、ミッションとして

全体を統轄する。ヨーガ・瞑想クラス、料理教室等の各活動収益の半額を、半年ごとにL銀行の丁名義の預金口座に振り込むこととする。

(ウ) 給与については、ヨーガ・瞑想クラスの主担当、副担当にそれぞれ基本として月1万円、5000円を支払い、クラスの状況に応じて、原告の了承の下、調整する。

ク 原告は、平成24年12月24日に行われたAのミーティングに出席し、Aの活動状況及び翌年の活動方針について報告を受けて、翌年の活動方針について了解を与えた。また、原告は、同ミーティングにおいて、Aの書籍出版について、編集に時間がかかりすぎており、集中してやらなければならないとの意見を述べた。同ミーティングにおいては、ヨガ教室等の各クラスの収入額、支出額及び貯蓄額の概要並びに書籍及び本件機関誌の販売実績が報告された。(乙13の19)

(3) 丁のAにおける対外的な行動等

ア 丁は、平成11年2月20日付けで、Aの京都役員として、駐日アメリカ総領事館宛てに、原告が渡米するため、査証の発給を申請するに当たり、原告の宗教的活動の内容を説明する書面を作成した。(甲11)

イ 丁は、平成17年6月1日、Aの代表者として、演劇やヨーガの実演を行うため、N博物館宛てに同博物館の別館ホールの使用申込書を作成するとともに、同月21日、O新聞社宛てに、後援申請書を作成した。(甲12、13)

(4) 本件物販収入について

ア 1997年5月、原告の教えやAの名称による活動を伝える機関誌として本件機関誌の発行が開始され、同誌にはAが発行主体として記載されていた。本件機関誌の購読者は、同年から、年間購読料を本件A名義口座に振り込んで支払うこととされ、本件各年当時においても、本件機関誌の年間購読料を支払っていた。(甲22、乙13の2・3、16)

また、原告のヨーガの教えを伝える書籍、DVD、カレンダー等が販売され、これらの購入者は、本件各年当時、代金を本件A名義口座に振り込み、又は現金で支払っていた。(甲22、24、乙16)

イ 乙は、本件各年当時、会計担当者として、前記アの書籍及び物品の販売について、収入及び費用をメモ(乙18の資料1)に記載し、本件A名義口座に振り込まれ、又は現金で收受した代金を本件各原告名義I口座に振り込んでいた。(乙16~18)

ウ 平成23年2月6日に行われたAのミーティングにおいて、Aの経理に関する報告がされ、同年1月末現在の本件機関誌の販売による概算貯蓄額は、約420万円であると報告された。(乙13の8)

(5) 京都EにおけるFについて

ア 平成12年当時、京都Eにおいては、弟子が、「F」と呼ばれる集まりに参加し、原告との問答を通じて師である原告の教えを学ぶ活動が行われていた。そして、同年11月4日のミーティングにおいて、京都EのGについて、過去20年にわたり、月額1万円と明示されていたところ、積極的にGを行うべきであるとして、月額を2万円からとすることとされた。(乙13の4、証人乙)

イ Aにおいては、本件各年当時、弟子が、毎週土曜日夜に、京都Eにおいて、Fに参加し、原告との問答を通じて原告の教えを学ぶ活動が行われ、原告が渡米するなどして不在の場合は、弟子達によるFが行われていた。(甲22、24、28、乙13の10、原告本

人)

原告の弟子は、本件各年当時、Fに参加した際、Gとして、月額2万円を基準として、各自、金銭を封筒に入れて祭壇に置いていた。乙は、会計担当者として、Gとして封筒に入れられた金銭を本件原告名義I口座①に入金していたほか、振込の方法でGの支払を受けていた。(甲24、28、乙14、15、18、19、23、証人乙)

ウ 平成23年6月4日に開催されたミーティングにおいて、原告が渡米する約3箇月間のFについて、Gは通常どおりの支払とし、3箇月で6万円、月ごとの支払とすることとされた。(乙13の10)

エ 平成25年8月9日付けで、Aの参加者により、Fの企画変更の提案がされ、グループ及び全体のFを開催することやGは、従来どおり、弟子については月額2万円を月初めに納め、一般参加については初回5000円、2回目以降は1万円とし、参加ごとに納めることが提案された。(乙13の21)

オ 平成25年9月10日閲覧のAのウェブサイトには、毎週土曜日に実施されるFの説明として、①Fに参加する際の「G(参加費)」は、月額2万円から、初回参加のみ5000円からであること、②1回ごとの参加を希望する者は、2回目以降、1回の参加につきGは1万円からであること、③Gは、基本的に月ごとに納める仕組みを採っているが、初めての参加者にもFに容易に参加できるように、初回参加費を設定していること、④Gを固定化しているわけではなく、個々人の経済状況に応じて対応していることが記載されていた。(乙25)

カ Aが発行した各クラス・講座のパンフレットには、京都Eで行われるFについて、参加費は、初回は1回5000円であるが、基本は月謝制であると記載されていた。(乙26)

キ 平成25年11月10日発行の本件機関誌において、同月からFは完全予約制に移行し、Gの形態を変更する旨の告知がされた。(甲22)

(6) 本件物販収入及び本件G収入の管理状況について

ア 乙は、本件各年当時、京都Eにおいて、原告及び母である丙と同居しており、本件原告名義I口座①から、おおむね毎月5万円ないし10万円を引き出し、当月の生活費に充てていた。(乙14、15)

イ 乙は、本件各原告名義I口座に一定額が貯まると、50万円程度を出金し、本件原告名義預金口座に入金していた。本件原告名義預金口座からは、水道料金、国民健康保険料、生命保険料等が引き落とされているほか、J銀行円町支店の原告名義の定期預金口座に一部が預け替えられていた。なお、本件原告名義預金口座には、原告が過去に就労して得た収入等が預金されていた。(乙14、15、17、21～23)

ウ 乙は、平成25年9月から同年10月まで行われた本件調査を受けた後、従前の資料を整理して、本件物販収入及び本件G収入並びにその経費等の支出について、月別合計額を記載し、これらの年間差額を収益残高として記載した集計表(以下「本件集計表」という。乙19)を作成した。原告は、異議申立てにおいて、審理庁である上京税務署長及び大阪国税局長に対し、本件集計表を提出した。本件集計表には、平成16年から平成25年までの10年間分が記載され、京都EにおけるGに係る収支欄には、Gに係る収入と水道光熱費、通信費、健康保険料、家計費等の支出について、月別合計額が記載され、これらの

年間差額が収益残高として記載されている。なお、Gに係る収支欄の家計費の金額は、前記アの本件原告名義I口座①から生活費として出金された額と同額である。(乙15、19、23、証人乙)

## 2 争点(1)(本件収益の原告への帰属の有無)について

### (1) 本件物販収入に係る収益について

Aの一般的活動の状況、機関誌及び書籍等の作成・販売の状況及び本件物販収入の管理状況に照らして、平成23年分及び平成24年分の本件物販収入に係る収益が原告に帰属するか否かについて検討する。

まず、Aの一般的活動の状況についてみると、前記1の認定事実によれば、①Aの名称による活動は、原告の弟子らにより、原告のヨーガに関する教えを広めるために開始されたものであること(前記認定事実(1)ウ)、②Aの活動が開始された当時、Aのミッションは原告を中心に行われる活動であり、最終的な承認は原告に得るものとされていたこと(同(1)ウ(イ)及び(2)イ)、③原告は、Aのメンバーに対し、ミーティングの方法や時期等についてメンバーに指示し、当該指示のとおり運営がされていたこと(同(2)ウ及びエ)、④平成23年には、原告が会計報告について了解を与えることがミーティングで確認されていたほか(同(2)オ)、原告は、平成24年には、Aの活動報告及び今後の活動方針について了解を与えていたこと(同(2)キ、ク)が認められ、これらの事実によれば、Aの一般的活動は、原告のヨーガに関する教えを普及することを目的に、原告の指示を受け、その了解の下に行われていたといえることができる。

また、機関誌及び書籍等の作成・販売の状況についてみると、本件各年当時、原告の教えやAの名称による活動を伝えることを目的として、本件機関誌が発行されるとともに、書籍、DVD、カレンダー等が販売されていたこと(前記認定事実(4)ア)、原告は、本件機関誌にAが販売するカレンダーを差し込み、Aの活動を広報することを提案したほか、書籍の編集に時間がかかりすぎているとして、編集作業に指示をしていたこと(同(2)カ、ク)、本件機関誌、書籍等の購入者は、本件各年当時、本件機関誌の年間購読料ないし書籍等の代金を本件A名義口座に振り込み、又は現金により支払っていたこと(同(4)ア)が認められる。

そして、本件物販収入の管理状況についてみると、乙は、本件各年当時、本件物販収入として、本件A名義口座に振り込まれ、又は現金で収受した代金を本件各原告名義I口座に振り込んでいたこと(前記認定事実(4)イ)、乙は、本件各年当時、原告及び母である丙と同居しており、本件原告名義I口座①から、おおむね毎月5万円ないし10万円を引き出し、当月の生活費に充てていたこと(同(6)ア)、乙は、本件各原告名義I口座に一定額が貯まると、50万円程度を出金し、本件原告名義預金口座に入金していたほか、本件原告名義預金口座からは、水道料金、国民健康保険料、生命保険料等が引き落とされ、J銀行円町支店の原告名義の定期預金口座に一部が預け替えられていたこと(同(6)イ)、乙が作成した本件集計表には、本件原告名義I口座①から出金して生活費に充てた金額が家計費名目で、本件G収入に係る費用として記載されていたこと(同(6)ウ)が認められる。

これらの事実によれば、①Aの一般的活動は、原告のヨーガに関する教えを普及することを目的に、原告の指示を受け、その了解の下に行われており、②本件機関誌、書籍等の作成・販売は、本件各年当時、前記①の活動の一部として、原告のヨーガの教えを伝えること

を目的に、原告の指示・了解の下に行われ、③原告は、本件各年当時、乙を通じて、本件機関誌、書籍等を販売したことによる本件物販収入を管理し、これを自らの生活費として費消したほか、原告名義の定期預金に預け替えるなどして自らに帰属するものとして処分したものである。他方で、本件各証拠によっても、乙が本件物販収入を前記のとおり処分したことについて、Aのミーティング等において報告された事実を認めることはできない。

以上検討したところによれば、仮にAが人格のない社団に該当するとしても、平成23年分及び平成24年分の本件物販収入に係る収益は原告に帰属するものと認めることができる。

## (2) 本件G収入に係る収益について

前記(1)で検討したAの一般的活動の状況のほか、Fの状況及び本件G収入の管理状況に照らして、本件G収入に係る収益が原告に帰属するか否かについて検討する。

まず、Fの状況についてみると、前記1の認定事実によれば、原告の自宅兼ヨーガ道場である京都Eにおいては、本件各年当時、弟子を含む希望者が、毎週土曜日夜にFに参加し、原告との問答を通じて師である原告の教えを学ぶ活動が行われ、原告が渡米するなどして不在の場合は、弟子達によるFが行われていた(前記認定事実(5)イ)。

また、Gの支払状況についてみると、Aの会計を担当していた乙は、本件各年当時、原告の弟子を含むFの参加者から、月額2万円を基準として、Gとして封筒に入れられた金銭を受領し、本件原告名義I口座①に入金していたほか、振込の方法でGの支払を受けていた(前記認定事実(5)ア及びイ)。これらのGは、平成12年から平成25年9月まで、原告の弟子については月額2万円を基準として定められ、金額に変更はないこと(同(5)ア、ウ、エ)、平成25年9月時点で、Aのウェブサイトにおいて、Gは「参加費」であり、月額2万円から、初回参加のみ5000円からとされ、基本的に月ごとに納める仕組みを採っているとされていたこと(同(5)オ)、明確な発行時期は不明であるものの、Aのパンフレットにおいて、初回参加は5000円であり、基本は月謝制であると記載されていること(同(5)カ)に照らせば、Fに参加した者は、本件各年を通じ、原告の弟子につき月額2万円、初回参加の者につき5000円を基準として、封筒に金銭を入れて京都Eの祭壇に置き、又は銀行振込の方法でGを支払っていたと認められる。

そして、本件G収入の管理状況についてみると、乙は、原告及び母である丙と同居し、本件原告名義I口座①から、おおむね毎月5万円ないし10万円を引き出し、当月の生活費に充て(前記認定事実(6)ア)、本件原告名義I口座①に一定額が貯まると、50万円を出金し、本件原告名義預金口座に入金し、当該口座から、水道料金、国民健康保険料、生命保険料等を支払っていたほか、その一部につき原告名義の定期預金口座に預け替えをしていた(同(6)イ)。

これらの事実に加え、前記(1)で説示したとおり、Aの一般的活動は、原告のヨーガに関する教えを普及することを目的に、原告の指示を受け、その了解の下に行われていたということ(したがって、前記のとおり、Gは「参加費」であり、月額2万円から、初回参加のみ5000円からとされ、基本的に月ごとに納める仕組みを採っている旨のAのウェブサイトの記載や、初回参加は5000円であり、基本は月謝制である旨のAのパンフレットの記載等も原告の指示・了解の下になされたものと推認される。)を考慮すれば、原告は、本件各年当時、Fにおいて、参加者との間で問答を通じて原告のヨーガに関する教えを授け、

本件G収入を管理していた乙を通じて、Fの参加費（月謝）としてGの名目で本件G収入を受領し、これを自らの生活費として費消したほか、原告名義の定期預金に預け替えるなどして自らに帰属するものとして処分したものであることができる。他方で、本件各証拠によっても、乙が本件G収入を前記のとおり処分したことについて、Aのミーティング等において報告された事実を認めることはできない。

以上検討したところによれば、仮にAが人格のない社団に該当するとしても、平成23年分及び平成24年分の本件G収入に係る収益は原告に帰属するものと認めることができる。

### (3) 原告の主張に対する判断

ア 原告は、①乙は、本件G収入及び本件物販収入については、それぞれ本件各原告名義I口座に入金し、通帳にそれぞれの収入を区別できるように印を付け、月ごとに金額を把握するためのノートを作成し、残高が一定額になると本件原告名義預金口座に預入れをする方法で、原告の個人財産とは区分して本件収益を管理しており、②Aの収支報告は、代表者である丁の承認を得るものとされ、重要事項については定例会議で審議され、③原告の生活費は、原告の個人資産から支出されていたから、本件収益がAに帰属していた旨を主張する。

そこで、本件収益に関する会計書類等の作成状況についてみると、乙は、本件各原告名義I口座の通帳に、Gに関する入金とD、物販に関する入金とMという印を付けていた旨の証言をするところ（証人乙）、本件原告名義I口座①の写し（乙14の資料1及び2）には、D及びMの記載は見当たらず、他に、乙が前記各口座の通帳に印を付けて入金を区別していたことを認めるに足りる客観的かつ的確な証拠はなく、本件各原告名義I口座及び本件原告名義預金口座に預金されている本件収益と原告の個人資産の額を区分して把握するための書類が作成されていたと認めることはできない。また、本件物販収入を記録していたノート（乙18）には、費用を含めた収支の記載があるものの、本件G収入の金額を記録していたというノート（甲26）には、費用が記載されていない（なお、乙が本件調査後に作成した本件集計表（乙19）には、本件G収入についての費用が計上されている。）。そして、本件収益に係る収入及び費用を記録した書類は本件物販収入に関するノート以外に見当たらず、他に、本件各年当時、本件収益に係る収入及び費用並びにA全体の収支を把握するための会計書類が作成されたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

次に、本件収益に関する会計処理の状況についてみると、Aの名称による活動が開始された当時、乙が主に経理を担当し、A独自の口座を開設し、金銭を管理するものとされ（前記認定事実（1）ウ（ウ））、乙は、平成9年のミーティングにおいて、Aの経理報告として、書籍の販売部数を報告し、経費分の売上げが確保できた旨の報告をしている（同（2）ウ）。しかしながら、本件各証拠によっても、本件各年当時、Aにおいて、各年の活動に伴う会計報告やその承認の方法について規則による定めがあったと認めることはできない。また、前記で検討したとおり、本件各年当時、本件各原告名義I口座及び本件原告名義預金口座に預金されている本件収益と原告の個人資産の額を区分して把握するための書類や本件収益に係る収入及び費用並びにA全体の収支を把握するための会計書類が作成されていたとは認められない。これらに加え、平成23年2月6日に行われたAのミーティングにおいて、Aの経理は、個々の担当に任されており、全体の収支が見えず、健全な状況といえないことが指摘されていたこと（前記認定事実（2）オ）を考慮すると、同

日までの時点において、本件収益に係る収入及び費用並びにA全体の収支がAに帰属するものとして会計上の処理がされていたとは認められず、これを左右するに足る証拠はない。

また、その後の会計報告については、平成24年4月1日、各活動の収益管理につき、各活動は独立採算を基本とするが、ミッションとして全体を統轄することとされ（同（2）キ）、同年12月24日のミーティングにおいて、書籍及び本件機関誌の販売実績が報告されているものの（同（2）ク）、本件収益に係る収入及び費用並びにA全体の収支を把握するための書類や本件各原告名義I口座及び本件原告名義預金口座に預金されている本件収益と原告の個人資産の額を区分して把握するための書類が作成されていたとは認められず、これらの内容が報告されていたと認めることはできない。

そうすると、本件収益は、原告の個人資産と併せて本件各原告名義I口座及び本件原告名義預金口座に預金され、これらの口座から原告の生活費が支出され又は原告名義の定期預金に預け替えがされていたところ、本件収益が、原告の個人資産と区分されてAに帰属するものとして取り扱われていたとはいえないから、仮にAが人格のない社団に該当するものとしても、本件収益がAに帰属していたものということとはできない。

したがって、原告の前記主張は、採用することができない。

イ 原告は、Aの活動に対する指揮監督権限を有しない上、本件G収入及び本件物販収入の詳細を関知しておらず、本件原告名義預金口座、本件各原告名義I口座の通帳やカードを所持せず、入出金を行うこともなく、これらの口座の管理支配権を有していなかったから、原告に本件物販収入及び本件G収入が帰属しない旨を主張する。

しかしながら、前記（1）及び（2）で検討したとおり、F及び本件機関誌、書籍等の販売は、原告の指示・了解の下に行われていた上、本件物販収入及び本件G収入は、原告が名義人である本件各原告名義I口座及び本件原告名義預金口座に入金され、原告の意思に基づいてその処分を行うことが可能であったから、前記各口座の入出金を乙に委ねていたことをもって、前記（1）及び（2）の判断が左右されるものとはいえない。

したがって、原告の前記主張は、採用することができない。

（4）以上のとおり、平成23年分及び平成24年分の本件収益は、仮にAが人格のない社団に該当するものとしても、原告に帰属するものと認めることができる。

3 争点（2）（原告が事業者として本件物販収入及び本件G収入を対価とする資産の譲渡等を行ったか否か）について

（1）消費税法及び地方税法の定め等について

消費税法5条1項は、個人事業者（事業を行う個人。同法2条1項3号）は、①国内において行った資産の譲渡等（事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供）のうち、②同法6条1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものには、同法により、消費税を納める義務がある旨を規定し、地方税法72条の78第1項は、地方消費税は、個人事業者の行った前記②以外の資産の譲渡等については、当該事業者に対し、地方税法72条の78第2項に規定する道府県が譲渡割によって課する旨を規定する。

そして、前記「事業」とは、同種の行為を独立の立場で反復・継続して行うことをいい、前記「対価」とは、資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に対する反対給付をいうものと

解される。

以上を前提として、以下、検討する。

なお、原告は、仮に原告が事業者として本件物販収入及び本件G収入を対価とする資産の譲渡等を行ったと認められた場合に関して、当該資産の譲渡等につき前記②の事由が存する旨の主張をしておらず、また、本件各証拠及び弁論の全趣旨によっても、当該事由が存するとは認められないので、以下では、原告が事業者として本件物販収入及び本件G収入を対価とする資産の譲渡等を行ったか否かについてのみ、検討及び判断を行うものとする。

## (2) 本件物販収入について

前記1に認定した事実及び前記2(1)の検討によれば、①本件機関誌、書籍、DVD、カレンダー等の作成・販売は、本件各年当時、Aの一般的活動の一部として、原告のヨーガの教えることを目的に、原告の指示・了解の下に行われ、②本件機関誌、書籍等の購入者は、本件各年当時、本件機関誌の年間購読料ないし書籍等の代金を本件A名義口座に振り込み、又は現金により支払っていたこと、③原告は、本件各年当時、乙を通じて、本件機関誌、書籍等を販売したことによる本件物販収入を管理し、これを自らの生活費として費消したほか、その一部につき原告名義の定期預金に預け替えるなどして自らに帰属するものとして処分したものである。ということができる。

そうすると、原告は、本件各年当時、本件機関誌、書籍等の譲渡(販売)を独立の立場で反復・継続して行い、本件物販収入を自らに帰属するものとして処分していたから、本件機関誌、書籍等の譲渡という事業について、消費税法にいう個人事業者に該当し、本件物販収入は、本件機関誌の年間購読料及び書籍等の代金であり、本件機関誌、書籍等という資産の譲渡に対する反対給付であるから、消費税法にいう対価に該当するものということができる。

したがって、原告が平成23年課税期間及び平成24年課税期間に事業者として本件物販収入を対価とする資産の譲渡等を行ったと認めることができる。

## (3) 本件G収入について

前記1に認定した事実及び前記2(2)の検討によれば、原告は、本件各年当時、Fにおいて、参加者との間で問答を通じてヨーガに関する教えるを受け、本件G収入を管理していた乙を通じて、Fの参加費(月謝)としてGの名目で本件G収入を受領し、これを自らの生活費として費消したほか、その一部につき原告名義の定期預金に預け替えるなどして自らに帰属するものとして処分したものである。ということができる。そうすると、原告は、本件各年当時、Fにおいて参加者との間で問答を通じてヨーガに関する教えるを受けるという役務の提供を独立の立場で反復・継続して行い、本件G収入を自らに帰属するものとして処分していたから、前記のとおり役務の提供という事業について、消費税法にいう個人事業者に該当し、本件G収入は、Fの参加費であり、前記のとおり役務の提供に対する反対給付であるから、消費税法にいう対価に該当するものということができる。

したがって、原告が平成23年課税期間及び平成24年課税期間に事業者として本件G収入を対価とする課税資産の譲渡等を行ったと認めることができる。

## (4) 原告の主張に対する判断

### ア 本件物販収入について

原告は、本件物販収入に係る物品販売は、人格のない社団であるAによって行われていたから、原告が課税資産の譲渡等を行っていたとはいえない旨を主張する。

しかしながら、前記2(3)で検討したとおり、本件物販収入は、原告の個人資産と区分されてAに帰属するものとして取り扱われていたとはいえ、Aが本件物販収入に係る物品販売を行っていたということもできない。

したがって、原告の前記主張は採用することができない。

#### イ 本件G収入について

(ア) 原告は、宗教家として個人に教えを授け、導きを与えることはあっても、その対価を得ることはないから、消費税法上の納税義務を負う個人事業者(消費税法2条1項3号)には該当しない旨を主張する。

そして、Aの名称による活動が開始された平成9年当時、Aの活動に必要な金銭は、従前行われていた原告に対するGとは別に、Aに対するGとして集めることとし、支払額や支払時期については定めず、G・ボックスに金銭を入れる方法で集金することとされたことが認められる(前記認定事実(1)ウ(ウ))。また、Fの参加者は、GをAの活動全体に充ててもらうために行っているものであり、GはFの参加費ではない旨の供述をしている(甲29)。

しかしながら、前記2(2)で検討したとおり、①Gは、平成12年から平成25年9月まで、原告の弟子については月額2万円を基準として定められ、金額に変更はないこと、②平成25年9月時点で、Aのウェブサイトにおいて、Gは「参加費」であり、月額2万円から、初回参加のみ5000円からとされ、基本的に月ごとに納める仕組みを採っているとされていたこと、③明確な発行時期は不明であるものの、Aのパンフレットにおいて、初回参加は5000円であり、基本は月謝制であると記載されていることに加えて、前記のとおり、Aのウェブサイトの記載やAのパンフレットの記載等も原告の指示・了解の下になされたものと推認されることに鑑みれば、平成9年当時、支払額や支払時期を定めないGを集めることとされたことをもって前記(3)の判断が覆されるものとはいえない上、Fの参加者による前記供述を採用することもできない。

なお、平成25年9月10日閲覧のAのウェブサイトには、Fの説明として、Gを固定化しているわけではなく、個々人の経済状況に応じて対応している旨の記載がある(前記認定事実(5)ウ)。しかしながら、個々人の経済状況に応じてGの額が定められることがあるとしても、そのことをもって、Gが役務の提供に対する反対給付であるという性質が失われるものということとはできない。

したがって、原告の前記主張は採用することができない。

(イ) 原告は、本件G収入は、人格のない社団であるAに対する寄付であるから、原告が本件物販収入及び本件G収入を対価とする資産の譲渡等を行ったとはいえない旨を主張する。

そして、平成23年2月6日に行われたAのミーティングにおいて、Aから原告に対するGが行われていないことを前提に、ミッション全体の収益を算出し、原告に定額のGをするように検討することとされていたことが認められる(同(2)オ)。

しかしながら、前記2(3)で検討したとおり、本件G収入は、原告の個人資産と区分されてAに帰属するものとして取り扱われていたとはいえ、Aが本件G収入に係る課税資産の譲渡等を行っていたということもできない。

(5) 以上によれば、原告が平成23年課税期間及び平成24年課税期間に事業者として本件物

販収入及び本件G収入を対価とする課税資産の譲渡等を行ったと認めることができる。

#### 4 争点（3）（正当な理由の有無）について

##### （1）国税通則法66条1項ただし書に規定する「正当な理由」の意義

無申告加算税は、申告書の提出が期限内にされなかった場合に課されるものであり、これによって、当初から適法に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、無申告による納税義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置である。このような無申告加算税の趣旨に照らせば、申告書の提出が期限内にされなかった場合にも例外的に無申告加算税が課されない場合として国税通則法66条1項ただし書が定めた「正当な理由があると認められる」場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、前記のような無申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に無申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である。

##### （2）本件についての検討

これを本件についてみると、前記2及び3で検討したとおり、Aの一般的活動は、原告のヨガに関する教を普及することを目的として行われ、F及び本件機関誌、書籍、DVD、カレンダー等の作成・販売は、Aの名称で行われる活動の一貫として、原告の指示を受け、その了解の下に行われていたものということができる。また、乙は、本件各年当時、本件各原告名義I口座に入金された本件物販収入及び本件G収入から、原告の生活費を支出し、前記各口座に一定額が貯まるとその一部を本件原告名義預金口座に預け替え、本件原告名義預金口座から、国民健康保険料等を引き落とすこととし、又は、原告名義の定期預金への預け替えをしていたと認められる。そうすると、原告が、前記のとおりの本件物販収入及び本件G収入の管理状況を確認することが困難であったということとはできず、これを左右するに足りる客観的かつ確な証拠はない。したがって、原告が本件各年分の所得税及び本件各課税期間の消費税等の申告をしなかったことについて、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、無申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に無申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合に該当するということができない。

##### （3）原告の主張に対する判断

原告は、①Aには、平成8年以来のヨガの布教活動に関する実績がある上、その活動範囲は、欧米の複数の都市にまで広がっており、原告一人の活動を大きく超えており、弟子らが独自に企画・運営するクラス活動もあること、②原告は、Aの活動に参加した場合にも、自らの活動の対価を受け取ったことはなく、本件G収入等の管理状況を全く把握していなかったことからすれば、原告が所得税及び消費税等の確定申告をしなければならないとすることは、期待可能性がなく明らかに不当又は酷というべきである旨主張する。そして、乙及び原告は、原告が本件原告名義I口座①、本件原告名義I口座②及び本件原告名義預金口座の通帳及びカードを所持しておらず、本件物販収入及び本件G収入の管理状況を知らなかった旨の証言ないし供述をする（証人乙、原告本人、甲23、28）。

しかしながら、前記（2）で検討したとおり、F及び本件機関誌、書籍、DVD、カレンダー等の作成・販売は、Aの名称で行われる活動の一貫として、原告の指示を受け、その了解の下に行われていたこと、原告の妹であり、原告と同居していた乙が本件物販収入及び本件G収入を管理していたことに照らすと、原告が、乙を通じて本件物販収入及び本件G収入

の管理状況を確認することが困難であったということとはできない。

したがって、原告の前記主張は採用することができない。

(4) 以上によれば、原告が期限内申告書を提出しなかったことにつき国税通則法66条1項ただし書に規定する「正当な理由」があると認めることはできない。

#### 5 本件各通知処分及び本件各賦課決定処分の適法性

##### (1) 本件各通知処分の適法性

前記2及び3に説示したところに弁論の全趣旨を総合すれば、①原告の平成23年分及び平成24年分の所得金額及び納付すべき税額は、別表1の「期限後申告」欄記載の各金額から「裁決」欄記載の各金額を控除した額（すなわち、本件各通知処分を経た後の税額）と同額となることが認められ、②原告の平成23年課税期間及び平成24年課税期間の消費税等に係る課税標準額及び納付すべき消費税等の合計税額は、別表2の「期限後申告」欄記載の各金額から「裁決」欄記載の各金額を控除した額（すなわち、本件各通知処分を経た後の税額）と同額となることが認められる。

したがって、本件各通知処分はいずれも適法である。

##### (2) 本件各賦課決定処分の適法性

前記2～4に説示したところに弁論の全趣旨を総合すれば、本件各賦課決定処分により原告に賦課されるべき無申告加算税の額は、別紙「本件各賦課決定処分の根拠及び適法性に関する被告の主張」記載の被告が主張する無申告加算税の額といずれも一致し、原告が本件各年分の所得税及び本件各課税期間の消費税等について期限内申告書を提出しなかったことに、国税通則法66条1項にいう「正当な理由」があると認めることはできない。

したがって、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

#### 第4 結論

よって、原告の請求は、いずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 三輪 方大

裁判官 黒田 吉人

裁判官 山崎 岳志

(別紙)

指定代理人目録

中田 光昭、東 正幸、足立 昌隆、山口 美雪、右近 秀二

以上

(別紙)

本件各賦課決定処分の根拠及び適法性に関する被告の主張

1 法令の規定

国税通則法66条1項(平成28年法律第15号による改正前のもの。同条について以下同じ。)は、期限後申告書の提出又は決定があった場合(同項1号)若しくは期限後申告書の提出又は決定があった後に修正申告書の提出又は更正があった場合(同項2号)には、これらの申告、更正又は決定により新たに納付すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課す旨規定する。

国税通則法66条2項は、要旨、前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額が50万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする旨規定する。

また、国税通則法118条3項は、無申告加算税を含む附帯税の額を計算する場合について、その計算の基礎となる税額に1万円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が1万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる旨規定する。

2 被告が訴訟において主張する原告の無申告加算税の額及びその計算過程

(1) 所得税に係る無申告加算税

ア 平成20年分 24万5000円

被告が訴訟において主張する原告の平成20年分の所得税に係る無申告加算税の額は、国税通則法66条1項及び2項に基づき計算した下記(ア)及び(イ)の金額の合計額24万5000円であり、同金額は、原告に対する同年分の所得税の期限後申告に係る無申告加算税の賦課決定処分の金額(甲第3号証の1)と一致する。

(ア) 国税通則法66条1項に基づき計算した金額 20万2500円

同金額は、原告の平成20年分の所得税の期限後申告(甲第1号証の1)により納付すべき税額135万円(国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額)に100分の15の割合を乗じて算出した金額である。

(イ) 国税通則法66条2項に基づき計算した金額 4万2500円

同金額は、原告の平成20年分の所得税の期限後申告(甲第1号証の1)により納付すべき税額135万3500円のうち50万円を超える部分の金額85万円(国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額)に100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

イ 平成21年分 35万7000円

被告が訴訟において主張する原告の平成21年分の所得税に係る無申告加算税の額は、国税通則法66条1項及び2項に基づき計算した下記(ア)及び(イ)の金額の合計額35万7000円であり、同金額は、原告に対する同年分の所得税の期限後申告に係る無申告加算税の賦課決定処分の金額(甲第3号証の2)と一致する。

(ア) 国税通則法66条1項に基づき計算した金額 28万6500円

同金額は、原告の平成21年分の所得税の期限後申告(甲第1号証の2)により納付すべき税額191万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金

額)に100分の15の割合を乗じて算出した金額である。

(イ) 国税通則法66条2項に基づき計算した金額 7万0500円

同金額は、原告の平成21年分の所得税の期限後申告(甲第1号証の2)により納付すべき税額191万2100円のうち50万円を超える部分の金額141万円(国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額)に100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

ウ 平成22年分 52万5000円

被告が訴訟において主張する原告の平成22年分の所得税に係る無申告加算税の額は、国税通則法66条1項及び2項に基づき計算した下記(ア)及び(イ)の金額の合計額52万5000円であり、同金額は、原告に対する同年分の所得税の期限後申告に係る無申告加算税の賦課決定処分(甲第3号証の3)と一致する。

(ア) 国税通則法66条1項に基づき計算した金額 41万2500円

同金額は、原告の平成22年分の所得税の期限後申告(甲第1号証の3)により納付すべき税額275万円(国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額)に100分の15の割合を乗じて算出した金額である。

(イ) 国税通則法66条2項に基づき計算した金額 11万2500円

同金額は、原告の平成22年分の所得税の期限後申告(甲第1号証の3)により納付すべき税額275万8900円のうち50万円を超える部分の金額225万円(国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額)に100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

エ 平成23年分 25万1000円

被告が訴訟において主張する原告の平成23年分の所得税に係る無申告加算税の額は、国税通則法66条1項及び2項に基づき計算した下記(ア)及び(イ)の金額の合計額25万1000円であり、同金額は、判決によりその一部が取り消された後の原告に対する同年分の所得税の期限後申告に係る無申告加算税の賦課決定処分(甲第9号証39ページ)と一致する。

(ア) 国税通則法66条1項に基づき計算した金額 20万7000円

同金額は、原告の平成23年分の所得税の期限後申告(甲第1号証の4)により納付すべき税額225万5700円から判決により取り消された税額86万9600円(甲第9号証37ページ)を控除した金額138万円(国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額)に100分の15の割合を乗じて算出した金額である。

(イ) 国税通則法66条2項に基づき計算した金額 4万4000円

同金額は、原告の平成23年分の所得税の期限後申告(甲第1号証の4)により納付すべき税額225万5700円から判決により取り消された税額86万9600円(甲第9号証37ページ)を控除した金額138万6100円のうち50万円を超える部分の金額88万円(国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額)に100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

オ 平成24年分 58万9000円

被告が訴訟において主張する原告の平成24年分の所得税に係る無申告加算税の額は、国税通則法66条1項及び2項に基づき計算した下記(ア)及び(イ)の金額の合計額58万9000円

00円であり、同金額は、裁決によりその一部が取り消された後の原告に対する同年分の所得税の期限後申告に係る無申告加算税の賦課決定処分の金額（甲第9号証42ページ）と一致する。

(ア) 国税通則法66条1項に基づき計算した金額 46万0500円

同金額は、原告の平成24年分の所得税の期限後申告（甲第1号証の5）により納付すべき税額409万2400円から裁決により取り消された税額101万7400円（甲第9号証40ページ）を控除した金額307万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額）に100分の15の割合を乗じて算出した金額である。

(イ) 国税通則法66条2項に基づき計算した金額 12万8500円

同金額は、原告の平成24年分の所得税の期限後申告（甲第1号証の5）により納付すべき税額409万2400円から裁決により取り消された税額101万7400円（甲第9号証40ページ）を控除した金額307万5000円のうち50万円を超える部分の金額257万円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額）に100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 消費税等に係る無申告加算税

ア 平成20年課税期間 7万3500円

被告が訴訟において主張する原告の平成20年課税期間の消費税等に係る無申告加算税の金額は、国税通則法66条1項に基づき、原告の同課税期間の消費税等の期限後申告（甲第2号証の1）により納付すべき税額49万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額）に100分の15の割合を乗じて算出した7万3500円であり、同金額は、原告に対する同課税期間の消費税等の期限後申告に係る無申告加算税の賦課決定処分の金額（甲第4号証の1）と一致する。

イ 平成21年課税期間 9万3000円

被告が訴訟において主張する原告の平成21年課税期間の消費税等に係る無申告加算税の金額は、国税通則法66条1項及び2項に基づき計算した下記（ア）及び（イ）の金額の合計額9万3000円であり、同金額は、原告に対する同課税期間の消費税等の期限後申告に係る無申告加算税の賦課決定処分の金額（甲第4号証の2）と一致する。

(ア) 国税通則法66条1項に基づき計算した金額 8万8500円

同金額は、原告の平成21年課税期間の消費税等の期限後申告（甲第2号証の2）により納付すべき税額59万円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額）に100分の15の割合を乗じて算出した金額である。

(イ) 国税通則法66条2項に基づき計算した金額 4500円

同金額は、原告の平成21年課税期間の消費税等の期限後申告（同号証）により納付すべき税額59万6000円のうち50万円を超える部分の金額9万円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額）に100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

ウ 平成22年課税期間 10万5000円

被告が訴訟において主張する原告の平成22年課税期間の消費税等に係る無申告加算税の金額は、国税通則法66条1項及び2項に基づき計算した下記（ア）及び（イ）の金額の合計額10万5000円であり、同金額は、原告に対する同課税期間の消費税等の期限後申告に係る

無申告加算税の賦課決定処分の金額（甲第4号証の3）と一致する。

(ア) 国税通則法66条1項に基づき計算した金額 9万7500円

同金額は、原告の平成22年課税期間の消費税等の期限後申告（甲第2号証の3）により納付すべき税額65万円に100分の15の割合を乗じて算出した金額である。

(イ) 国税通則法66条2項に基づき計算した金額 7500円

同金額は、原告の平成22年課税期間の消費税等の期限後申告（同号証）により納付すべき税額65万円のうち50万円を超える部分の金額15万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

エ 平成23年課税期間 8万1000円

被告が訴訟において主張する原告の平成23年課税期間の消費税等に係る無申告加算税の金額は、国税通則法66条1項及び2項に基づき計算した下記（ア）及び（イ）の金額の合計額8万1000円であり、同金額は、判決によりその一部が取り消された後の原告に対する同課税期間の消費税等の期限後申告に係る無申告加算税の賦課決定処分の金額（甲第9号証45ページ）と一致する。

(ア) 国税通則法66条1項に基づき計算した金額 7万9500円

同金額は、原告の平成23年課税期間の消費税等の期限後申告（甲第2号証の4）により納付すべき税額79万9800円から判決により取り消された税額26万9500円（甲第9号証43ページ）を控除した金額53万円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額）に100分の15の割合を乗じて算出した金額である。

(イ) 国税通則法66条2項に基づき計算した金額 1500円

同金額は、原告の平成23年課税期間の消費税等の期限後申告（甲第2号証の4）により納付すべき税額79万9800円から判決により取り消された税額26万9500円（甲第9号証43ページ）を控除した金額53万0300円のうち50万円を超える部分の金額3万円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額）に100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

オ 平成24年課税期間 12万9000円

被告が訴訟において主張する原告の平成24年課税期間の消費税等に係る無申告加算税の金額は、国税通則法66条1項及び2項に基づき計算した下記（ア）及び（イ）の金額の合計額12万9000円であり、同金額は、判決によりその一部が取り消された後の原告に対する同課税期間の消費税等の期限後申告に係る無申告加算税の賦課決定処分の金額（甲第9号証48ページ）と一致する。

(ア) 国税通則法66条1項に基づき計算した金額 11万5500円

同金額は、原告の平成24年課税期間の消費税等の期限後申告（甲第2号証の5）により納付すべき税額91万8700円から判決により取り消された税額14万6700円（甲第9号証46ページ）を控除した金額77万円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額）に100分の15の割合を乗じて算出した金額である。

(イ) 国税通則法66条2項に基づき計算した金額 1万3500円

同金額は、原告の平成24年課税期間の消費税等の期限後申告（甲第2号証の5）により納付すべき税額91万8700円から判決により取り消された税額14万6700円（甲第9号証46ページ）を控除した金額77万2000円のうち50万円を超える部分の金額2

7万円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額）に100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

### 3 まとめ

以上のとおり、本件各賦課決定処分の金額は被告が主張する原告の無申告加算税の額といずれも一致し、また、原告が本件各年分の所得税及び本件各課税期間の消費税等について期限内申告書を提出しなかったことに、国税通則法66条1項が規定する「正当な理由」があるとは認められないから、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

以上

## 課税の経緯（所得税）

（単位：円）

		期限後申告	加算税賦課 決定処分	異議申立て (加算税)	更正の請求 (期限後申告)	異議決定 (加算税)	審査請求 (加算税)	通知処分 (期限後申告)	異議申立て (期限後申告)	みなす審査請求 (期限後申告)	裁決
平成 20 年分	年月日	平成25年10月4日	平成25年11月8日	平成25年12月24日	平成25年12月25日	平成26年3月20日	平成26年4月11日	平成26年7月9日	平成26年8月22日	平成26年9月1日	平成27年3月18日
	総所得金額	10,374,200			0			更正をすべき 理由がない旨 の通知処分	通知処分の 全部取消し	通知処分の 全部取消し	棄却
	雑所得の金額	10,374,200			0						
	納付すべき税額	1,353,500			0						
	無申告加算税の額		245,000	全部取消し		棄却	全部取消し				棄却
平成 21 年分	年月日	平成25年10月4日	平成25年11月8日	平成25年12月24日	平成25年12月25日	平成26年3月20日	平成26年4月11日	平成26年7月9日	平成26年8月22日	平成26年9月1日	平成27年3月18日
	総所得金額	12,167,846			0			更正をすべき 理由がない旨 の通知処分	通知処分の 全部取消し	通知処分の 全部取消し	棄却
	雑所得の金額	12,167,846			0						
	納付すべき税額	1,912,100			0						
	無申告加算税の額		357,000	全部取消し		棄却	全部取消し				棄却
平成 22 年分	年月日	平成25年10月4日	平成25年11月8日	平成25年12月24日	平成25年12月25日	平成26年3月20日	平成26年4月11日	平成26年7月9日	平成26年8月22日	平成26年9月1日	平成27年3月18日
	総所得金額	15,049,401			2,444,054			更正をすべき 理由がない旨 の通知処分	通知処分の 全部取消し	通知処分の 全部取消し	棄却
	雑所得の金額	12,605,347			0						
	一時所得の金額	2,444,054			2,444,054						
	納付すべき税額	2,758,900			20,500						
無申告加算税の額		525,000	全部取消し		棄却	全部取消し				棄却	
平成 23 年分	年月日	平成25年10月4日	平成25年11月8日	平成25年12月24日	平成25年12月25日	平成26年3月20日	平成26年4月11日	平成26年7月9日	平成26年8月22日	平成26年9月1日	平成27年3月18日 一部取消し
	総所得金額	13,736,082			0			更正をすべき 理由がない旨 の通知処分	通知処分の 全部取消し	通知処分の 全部取消し	▲2,697,907
	雑所得の金額	13,736,082			0						▲2,697,907
	納付すべき税額	2,255,700			0						▲869,600
	無申告加算税の額		425,000	全部取消し		棄却	全部取消し				▲171,000
平成 24 年分	年月日	平成25年10月4日	平成25年11月8日	平成25年12月24日	平成25年12月25日	平成26年3月20日	平成26年4月11日	平成26年7月9日	平成26年8月22日	平成26年9月1日	平成27年3月18日 一部取消し
	総所得金額	19,180,259			0			更正をすべき 理由がない旨 の通知処分	通知処分の 全部取消し	通知処分の 全部取消し	▲3,082,772
	雑所得の金額	19,180,259			0						▲3,082,772
	納付すべき税額	4,092,400			0						▲1,017,100
	無申告加算税の額		793,000	全部取消し		棄却	全部取消し				▲201,000

(注1) 平成22年分の一時所得の金額は、所得税法22条2項2号の規定による2分の1に相当する金額である。

(注2) 「▲」は、裁決により一部取り消された金額を示している。

課税の経緯（消費税及び地方消費税）

（単位：円）

課税期間	区分		期限後申告	加算税賦課 決定処分	異議申立て (加算税)	更正の請求 (期限後申告)	異議決定 (加算税)	審査請求 (加算税)	通知処分 (期限後申告)	異議申立て (期限後申告)	みなす審査請求 (期限後申告)	裁決			
	項目		平成25年10月4日	平成25年11月8日	平成25年12月24日	平成25年12月25日	平成26年3月20日	平成26年4月11日	平成26年7月9日	平成26年8月22日	平成26年9月1日	平成27年3月18日			
平成20年課税期間	年月日		平成25年10月4日	平成25年11月8日	平成25年12月24日	平成25年12月25日	平成26年3月20日	平成26年4月11日	平成26年7月9日	平成26年8月22日	平成26年9月1日	平成27年3月18日			
	消費税	課税標準額	①	12,067,000			0			更正をすべき理由がない旨の通知処分	通知処分の全部取消し	通知処分の全部取消し	棄却		
		消費税額	②	482,680			0								
		控除対象仕入税額	③	82,899			0								
		納付すべき消費税額(②-③)	④	399,700			0								
	地方消費税	課税標準となる消費税額	⑤	399,700			0								
		納付すべき譲渡割額(⑤×25/100)	⑥	99,900			0								
		消費税等の合計税額(④+⑥)	⑦	499,600			0								
		無申告加算税の額	⑧		73,500	全部取消し		棄却	全部取消し						
平成21年課税期間	年月日		平成25年10月4日	平成25年11月8日	平成25年12月24日	平成25年12月25日	平成26年3月20日	平成26年4月11日	平成26年7月9日					平成26年8月22日	平成26年9月1日
	消費税	課税標準額	①	12,720,000			0			更正をすべき理由がない旨の通知処分	通知処分の全部取消し	通知処分の全部取消し	棄却		
		消費税額	②	508,800			0								
		控除対象仕入税額	③	31,975			0								
		納付すべき消費税額(②-③)	④	476,800			0								
	地方消費税	課税標準となる消費税額	⑤	476,800			0								
		納付すべき譲渡割額(⑤×25/100)	⑥	119,200			0								
		消費税等の合計税額(④+⑥)	⑦	596,000			0								
		無申告加算税の額	⑧		93,000	全部取消し		棄却	全部取消し						
平成22年課税期間	年月日		平成25年10月4日	平成25年11月8日	平成25年12月24日	平成25年12月25日	平成26年3月20日	平成26年4月11日	平成26年7月9日					平成26年8月22日	平成26年9月1日
	消費税	課税標準額	①	14,137,000			0			更正をすべき理由がない旨の通知処分	通知処分の全部取消し	通知処分の全部取消し	棄却		
		消費税額	②	565,480			0								
		控除対象仕入税額	③	45,426			0								
		納付すべき消費税額(②-③)	④	520,000			0								
	地方消費税	課税標準となる消費税額	⑤	520,000			0								
		納付すべき譲渡割額(⑤×25/100)	⑥	130,000			0								
		消費税等の合計税額(④+⑥)	⑦	650,000			0								
		無申告加算税の額	⑧		105,000	全部取消し		棄却	全部取消し						
平成23年課税期間	年月日		平成25年10月4日	平成25年11月8日	平成25年12月24日	平成25年12月25日	平成26年3月20日	平成26年4月11日	平成26年7月9日					平成26年8月22日	平成26年9月1日
	消費税	課税標準額	①	17,345,000			0			更正をすべき理由がない旨の通知処分	通知処分の全部取消し	通知処分の全部取消し	▲5,392,000		
		消費税額	②	693,800			0						▲215,680		
		控除対象仕入税額	③	53,807			0						▲215,600		
		納付すべき消費税額(②-③)	④	639,900			0						▲215,600		
	地方消費税	課税標準となる消費税額	⑤	639,900			0						▲53,900		
		納付すべき譲渡割額(⑤×25/100)	⑥	159,900			0						▲269,500		
		消費税等の合計税額(④+⑥)	⑦	799,800			0						▲52,000		
		無申告加算税の額	⑧		133,000	全部取消し		棄却	全部取消し						
平成24年課税期間	年月日		平成25年10月4日	平成25年11月8日	平成25年12月24日	平成25年12月25日	平成26年3月20日	平成26年4月11日	平成26年7月9日				平成26年8月22日	平成26年9月1日	平成27年3月18日 一部取消し
	消費税	課税標準額	①	22,833,000			0			更正をすべき理由がない旨の通知処分	通知処分の全部取消し	通知処分の全部取消し	▲6,162,000		
		消費税額	②	913,320			0						▲216,180		
		控除対象仕入税額	③	178,245			0						▲117,100		
		納付すべき消費税額(②-③)	④	735,000			0						▲117,100		
	地方消費税	課税標準となる消費税額	⑤	735,000			0						▲29,300		
		納付すべき譲渡割額(⑤×25/100)	⑥	183,700			0						▲116,700		
		消費税等の合計税額(④+⑥)	⑦	918,700			0						▲28,000		
		無申告加算税の額	⑧		157,000	全部取消し		棄却	全部取消し						

(注)「▲」は、裁決により一部取り消された金額を示している。